

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項等

### (1) 件名

秋田空港ターミナルビル前及び駐車場交通誘導警備業務委託

### (2) 業務箇所

秋田市雄和椿川字山籠地内

### (3) 履行期間

令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）まで

### (4) 業務概要

仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4) 秋田県庁舎維持管理業者登録名簿（第6条関係）の「2 建物の警備」に登載されていること。

① 契約履行が可能な地域の「秋田地域振興局管内」に登録されていること。

② 秋田地域振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

## 3 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

### (1) 提出書類

① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 履歴事項全部証明書の写し若しくは秋田地域振興局管内に本店、支店又は営業所があることを証明する書類の写し

### (2) 提出期間

令和7年12月5日（金）から令和7年12月15日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1項第1号に規定する県の休日を除く。

### (3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

### (4) 提出場所

郵便番号 010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地

秋田県秋田空港管理事務所 総務チーム（電話番号 018-886-3362）

(5) 提出部数

1部

- (6) 郵便による場合は、書留にて令和7年12月15日（月）必着で午後5時までに(4)に定める場所に郵送すること。
- (7) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間ににおいて入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- (9) (1)①、②について、説明を求める場合がある。
- (10) (9)の説明に応じない者は、本入札に参加することができないものとする。
- (11) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消すものとする。

#### 4 入札書の提出方法

- (1) 入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。  
なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 入札書は封筒に入れ、1(1)の「入札に付する事項」を記載のうえ提出すること。
- (4) 郵便による入札は認めない。

#### 5 入札及び開札執行の日時及び場所

令和7年12月16日（火）午前10時00分

秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地 秋田空港管理事務所 除雪車庫2F 会議室

#### 6 入札及び開札の方法

- (1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 開札に立ち会う場所に持参するもの
- ① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
  - ② 再度の入札に使用する印鑑
  - ③ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）
- (3) 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として2回までとする。
- (4) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

#### 7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。ただし、該当する者が2者以上であるときは、くじにより決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札候補者を決定する。

- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると不適当であると認められる場合は、落札者として決定しない。
- (3) 6(3)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札候補者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最も入札価格の低い者と、随意契約の交渉を行うことがある。
- (4) 「12 入札の無効」に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

## 8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。  
ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 契約保証金の納付を免除される者  
ア又はイの書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約証書  
イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を履行した証として、1件の契約で当該入札価格の5割を超える2件以上の「契約書」の写し及び「履行を確認できる書類」（支払通知書等の写し等）。
- (4) 審査資料等提出場所  
郵便番号 010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地  
秋田県秋田空港管理事務所 総務チーム

## 10 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

## 11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札  
ア 委任状を持参しない代理人のした入札  
イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

- (3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (6) 前各号に定めるほか、入札説明書及び入札心得等で指示した条件に違反すると認められる入札

12 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県秋田空港管理事務所総務チーム職員

13 契約書の要否

要

14 その他

- (1) 当該入札について質問がある場合は、令和7年12月10日（水）まで、秋田県秋田空港管理事務所総務チームに文書で提出すること。提出された文書は、令和7年12月11日（木）までに回答する。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

15 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

入札手続等に関する照会先

秋田県秋田空港管理事務所総務チーム (電話 018-886-3362)  
(FAX 018-886-3365)